

# 焼津報

No. 168

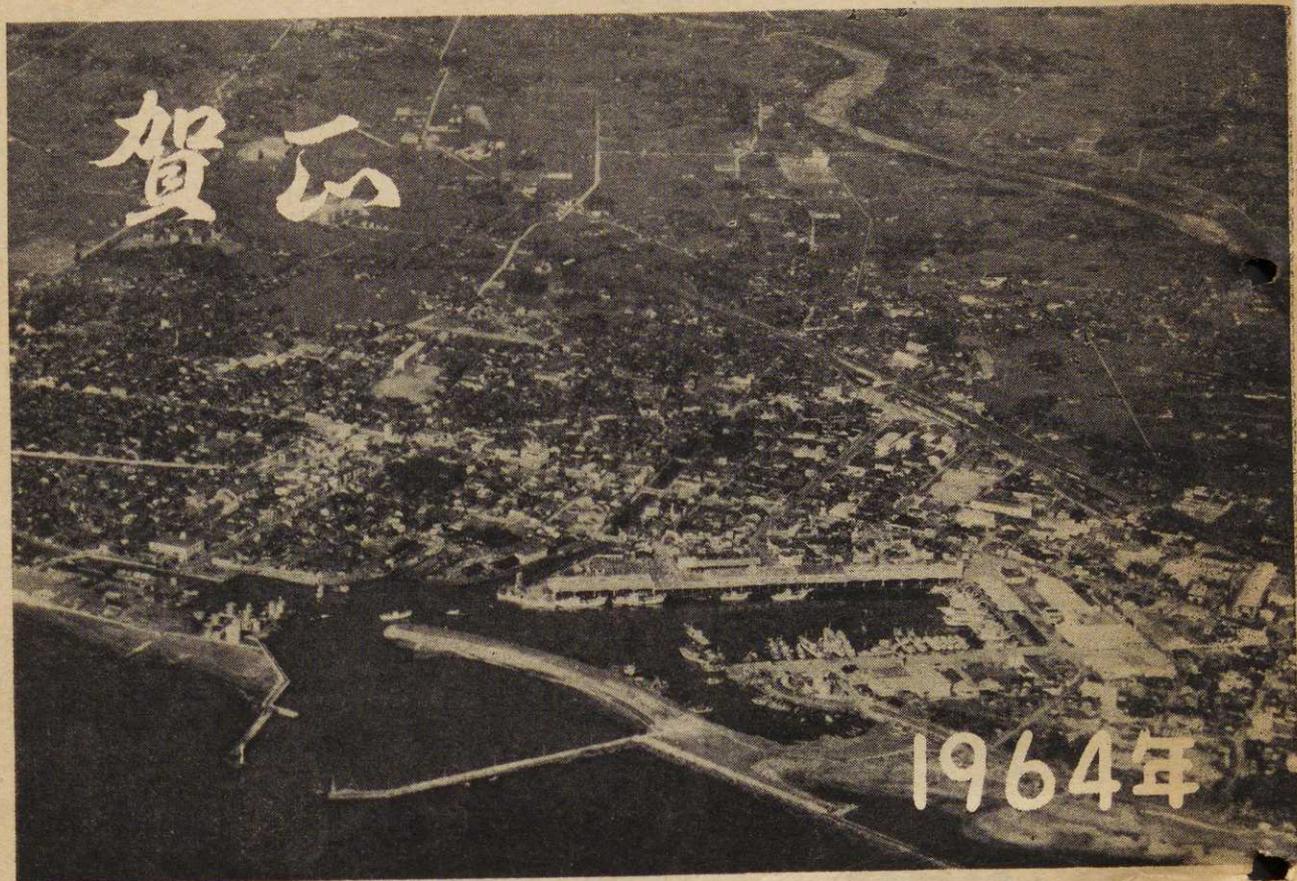
昭和39年1月1日発行

昭和35年6月21日  
第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所

編集兼  
発行人 北山宏明

定価 2円



## 年頭の辞

焼津市長 大石虎之助

市民の皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年中は皆さん方のご協力によって、県立焼津中央 校の  
開校市道の防塵舗装、県道改修の促進、水道事業の拡張、  
学校プールおよび給食施設各二校の完成、都市改造の進展  
など、数々の事業を進めることができました。

これらの事業遂行は焼津港の水揚記録更新を初めとする、  
市民経済力の増大と相まって焼津市発展に相당한寄与をな  
し得たと存する次第であります。

今年はいよいよ過去の実績の上に、さらに多くの事業を  
積み重ねて参りたいと、存じております。

先ず第一に、産業団体にご協力を頂いた焼津駅舎の新築  
と貨物ホームの拡張であり、これに関連して駅前都市改  
造を中心とする都市計画事業の促進であります。

第二として道路網の整備であります。高速自動車道路  
のインターチェンジを軸として、市の発展に有効な道路計  
画を早急に策定することあります。また三国の延長と大  
崩の舗装であり、さらに県道の改修と防塵舗装を積極的に  
推進することあります。

第三として、文教施設の充実であり、特に今年にはオリ  
ンピックを記念して市民体育館の建設をいたします。

なおプール、給食施設の増設を図ることあります。  
そして第四として、産業基盤である漁港の整備促進であ  
り、また農業構造改善事業、商工業の振興であります。

さらに第五として、都市開発であります。広域行政を考  
えつつ、国、県の地域開発に呼応し、市の開発プランをつ  
くり、工場誘致を中心として積極的に促進することです。

その他社会福祉施設の拡充と環境衛生の整備を図ること  
等、住民福祉を向上し、住みよい郷土建設のため新年を迎  
えて一段と決意を新たに、焼津市発展のため、全力をつ  
くす所存でございます。

なにとぞ一層のご支援とご協力をお願いいたして年頭の  
ごあいさついたします。

# 年頭の辞

## 市議会議長 石川兵二

新年おめでとうございます

私は昨年三月、議長の重職に就任いたし、市民各位の御支援を唯一の力として、「住みよい焼津市」「発展する焼津市」の建設に懸命の努力をいたして参りました。

昨年をかえりみましますときに、正に市政は多事多端の年でありましたが、御承知のごとく県立焼津中央高等学校の創設、駅舎の移転、駅前広場の拡張等指す都市計画事業の推進、学校給食施設の設置、清掃の近代化、簡易舗装道路の実現等、幾多の成果を得ましたことは、誠に御同慶のいたりであります。

本年は、我が焼津市にとりまして、玉を抱いて昇天する竜の姿にも似た一大躍進が期待される年であります。それは志太平野三市二町からほうはいとして、湧上った広域都市行政への理想と実現へ大きく前進する年であり、加えて駅舎の移転改造、産業道路の整備、国鉄新幹線の業務開始等により、輸送力の増強が得られ、産業経済が急速に進展する、第一年目であります。

更に東名高速自動車道路の路線及びインターチェンジの位置等も決まり、将来にわたり、とどまることのない発展が約束される年でもあります。

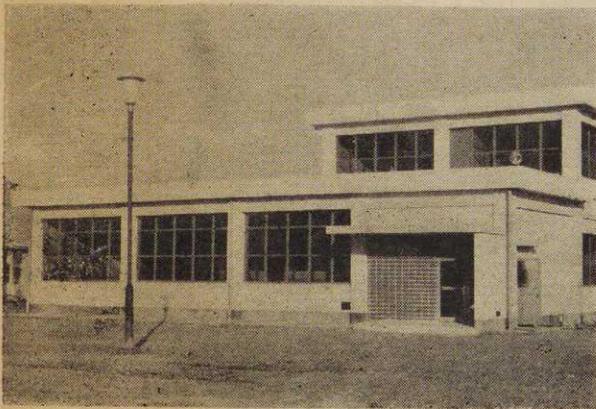
しかしながら、その実現を期するためには明るい、希望のうちにも、郷土愛に燃ゆる市民各位の総力を結集し、尚一層の努力と、自治意識の高揚とが要請されるのであります。

一陽来福の新春を迎えるにあたり、所懐の一端を申し上げ、謹んで市運の隆昌と市民各位の御多幸をお祈り申し上げ年頭のこころをいたします。



請願など2件の請願を会期六日間で審議して12月21日閉会いたしました。以下こんどの議会で決った事項のおもなものをお知らせいたします。

12月16日開会された12月定例会市議会は一般追加更正予算条例の一部改正一般会計及び特別会計の決算認定など24議案と 県道 榛原焼津線改修についての



(写真は完成の近づいた 称宜島配水場)

## スポーツの殿堂と 市民の集会所を兼ねた 市民体育館の建設費を計上

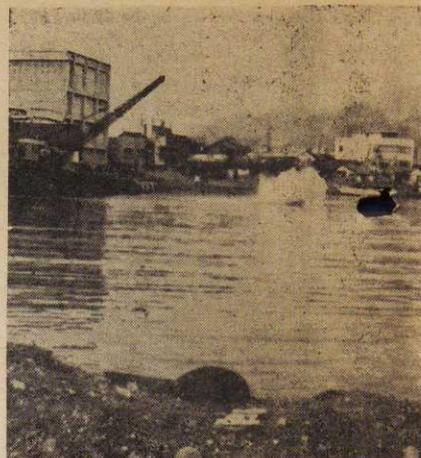
### 三千八百五拾万円を追加

計算 会予 般加 (一追)

●三千八百五拾万円を追加  
焼津市の昭和三十八年度一般会計予算額は、今回追加された額と、今までの予算額を合せますと、累計八億八千八拾八万二千元であります。今回追加した予算のおもな内容は次のとおりです。

「歳入」  
一般会計のおもな財源としては、市税収入のほか、国や県からの補助金及び市債が最もなものです。

- 「歳入」
- 「個人所得割、法人税割等」
- 「使用料及び手数料」百七万二千元 (道路占用料及び戸籍事務関係手数料など)
- 「国庫支出金」三拾九万九千円 (学校給食設置補助金、失業対策事業補助金など)
- 「県支出金」三百拾六万三千円 (稲橋共同貯蔵庫設置事業ほか八事業の補助金、県民税徴収取扱委託金など)
- 「寄附金」百九拾万九千円 (道路舗装工事及び排水路工事地元寄附金など)
- 「繰入金」三百万円 (五市競輪組合会計より)
- 「雑収入」三百三拾八万三千円 (都市計画に基づく市有家屋移転補償費など)
- 「市債」一千五百万円 (市民体育館建設債、学校プール建設債)
- 「歳出」
- 歳出にあたっては、市民体育館の建設と道路改善事業に重点をおき、そのほか、漁港の整備がおもなものととなっております。
- 「消防費」二拾万三千元 (南八桶に防火水槽一基を新設する。)
- 「土木費」三百拾万八千元 (市道の改善を図るため、ダンブカー一台及びランマー一基を購入するほか、下河原、宮島線(市立病院西側道路)の踏切新設、鯛ヶ島小川線の舗装工事及び二級国道などの改良工事費の負担金、及び栃山川の改修用地費)
- 「教育費」百七万九千円 (市内各小中学校の需用費及び青峰公園プールの維持管理費)
- 「社会及び労働施設費」四拾二万九千円……失業対策人夫の賃金単価改定による労力費及び老人福祉に対する扶助及び補助金など
- 「保健衛生費」六拾三万八千円……清掃作業員詰所の修繕料及び流感予防ワクチン、ソ族昆虫駆除薬品の購入費、
- 「産業経済費」七百六拾五万円……稲橋共同貯蔵施設等の園芸特産奨励に対する補助金
- ・大村新田機械揚水工事は二ヶ所の工事請負費
- 焼津港第二次船渠の工事促進に伴う移転補償費



写真は焼津漁港の  
整備工事風景

(前ページより)

浜当目突堤補修費及び焼津及び小川港の竣工工事負担金「財産費」一千九百三万七千円……本年度より二ヶ年の継続事業として、市民体育館と集会所を兼ねて、焼津神社表参道西側に建設することに決定いたしました。

◎焼津市消防団員等公務災害  
厚生年金の還元融資を受け市内中小企業及び産業従事者の生活の安定と、労働力確保のために市内石津二、三五六番

特別会計のあらまし

国民健康保険事業  
税率改正に伴う保険料の増加と一般会計からの繰入金及び国の交付金があります。国の保険給付改善制度の改正により、療養給付の国庫負担金の減少により、差引き拾五万五千円の減額

宅地造成事業  
焼津工区の保留地処分に財源を求めて事業を促進するため家屋移転補償費など百五拾八万四千円を追加

し尿処理事業

補償条例の一部改正  
消防団員などが消防作業などに従事したことにより、災害を受けた場合の損害補償の基礎額が増額されました。

◎厚生年金住宅建設工事  
厚生年金の還元融資を受け市内中小企業及び産業従事者の生活の安定と、労働力確保のために市内石津二、三五六番

くみ取手数料の増収と一般会計からの繰入金に財源を求めパキニューム車及びリヤカーの購入費にあてるため、百五拾一万八千円の追加

市立病院事業  
患者の増加に伴う医療収入の増加と一般会計からの繰入金などにより、治材料の購入費及び看護助手等の賃金とまた本年四月に開設する看護婦養成所の準備費などにあ

てるため一千八百七拾六万九千円を追加しました。

地に鉄筋四階建(十六戸)の住宅を建設するため、平井工業株式会社と契約を締結いたしました。(五月十五日しゅん工する予定です。)

◎市営住宅建築工事  
住宅難緩和の一策として、市内石脇に木造平屋建、一種住宅二棟四戸、同二種住宅六棟十二戸を建設するために一種住宅は百八拾二万円で山崎工務店、また二種住宅は四百六拾万円にて村松工務店と契約を結びました。しゅん工は三月三十一日の予定です。

◎配水場電気設備工事  
瀬島配水場の電気工事を行なうため一千七百八拾万円にて株式会社朋電舎と契約をいたしました。



写真は石脇高崎線

昭和37年度決算の状況 (一般会計)

歳出の内訳 (単位千円)			歳入の内訳 (単位千円)		
款別	決算額	構成比	款別	決算額	構成比
1 会費	13,496千円	1.63%	1 市税	375,645千円	57.17%
2 役所費	115,405	13.92	2 地方交付税	56,476	8.59
3 消防費	22,602	2.73	3 公営企業及び財産収入	34,246	5.21
4 土木費	115,831	13.97	4 分担金及び負担金	4,448	0.68
5 教育費	94,594	11.41	5 使用料及び手数料	15,052	2.29
6 社会及び労働施設費	48,586	5.86	6 国庫支出金	61,629	9.38
7 保健衛生費	19,171	2.31	7 県支出金	10,021	1.53
8 産業経済費	74,245	8.95	8 寄附金	30,241	4.60
9 財産費	25,852	3.12	9 繰入金	25,500	3.88
10 統計調査費	442	0.05	10 繰越金	0	-
11 選挙費	3,680	0.44	11 雑収入	22,861	3.48
12 公債費	36,206	4.37	歳入欠陥補填金	0	-
13 諸支出金	259,380	31.24	内訳 其他	2,286	3.48
前年度繰上充用金	224,379	27.06	12 市債	21,000	3.19
内訳 其他	34,667	4.18	歳入合計	657,122	100.00
14 予備費	0	0			
歳出合計	829,161	100.00			

不足額172,039千円  
(翌年度才入繰上充用金で才入不足を補った)

(千円以下省略)

# お知らせのページ

## 昭和三十九年度

### 保育所の入所案内

(福祉事務所)

保育に欠ける児童の保育入所申請書の受付は次のとおり行いますから、希望される方は早めに申請書を提出してください。

#### 施設名及び定員

焼津市立第一保育所

(小川) 三十八名

ふたば児童園

(小川) 三十五名

焼津南保育園

(焼津) 九十名

焼津保育園

(焼津) 百名

#### 受付期間

昭和三十九年一月十日～二月二十日まで

#### 受付場所

福祉事務所保護係

#### 申請書の提出方法

福祉事務所にある、保育所入所申請書に所定の事項を記入し、保護者の印を押して提出してください。

#### 保育に欠ける児童とは

- ① 母親が働いている家庭
- ② 母親のいない家庭
- ③ 母親が病気の家庭
- ④ 母親が病人の看護を受けている家庭

#### ⑤ 災害を受けた家庭

このような家庭で同居者もその児童の保育に当ることができないと認められる家庭のことも含みます。

#### 引続き入所する方

現在保育所へ入所している児童で本年四月から引続き入所を希望する方は、新たに保育所入所申請を提出してください。

### 建築確認申請は必ず (建設課)

焼津市は全域都市計画区域に入っております。このために三坪以上の建造工

作物は申請しなければなりません。

確認申請を提出しても認可があつてから、建築に着手してください。

最近無届け建築が目立ちますが、無届け建築は、絶対に許されません。

三坪以上になりますと、新築はもちろん増築、移転なども必ず申請をしなければなりません。

これは大工さんとか工事人が申請するものでなく、建築主がするものです……

またこれらのことがらについては、市内の〇〇〇建築士事務所と看板が掲げるところに教えてもらうのも一つの方法です。

### 一月日曜在宅医

- 【第一日曜日】 五日
  - ◇内科小児科……岩崎医院
  - ◇外科 佐藤医院
  - ◇産婦人科 大井医院
  - ◇眼科 柳沢医院
- 【第二日曜日】 五日
  - ◇内科小児科……岩崎医院
  - ◇外科 大井医院
  - ◇産婦人科 柳沢医院
  - ◇眼科 柳沢医院

### 寒波から水道施設を守りましょう (水道課)

ことしも異常寒波が、襲来して水道管や蛇口の破損が発生する事故が予想されます。この破損を未然に防ぐために次のことが、を励行して下さい。

- 一、地上に露出している水道管や蛇口を縄や南京袋などで巻いて保護してください。
- 二、蛇口から少しづつ水を出して置けば、凍る心配はありません。
- 三、凍って水が出ない時に、火をたいたり、お湯をかける

と破損のおそれがありますから充分に注意いたしましょう。このような事故が発生したら至急水道課に連絡してください。

電話 二二一一番(市役所) 三三三〇番 (休日又は夜間)

### 工業統計調査に協力を 調査員がお宅に伺います (企画課)

毎年行なっております、工業統計調査が、今年もやってきました。この調査は、わが国における製造業に属するすべての事業所の全部を調査する、いわゆる製造業に対する国勢調査のようなものです。この調査は申告者に対して利害関係を及ぼす目的に使用されず、法律で禁じられておりますので気軽に記入して下さい。

### 一月十五日まで 青少年保護育成運動

焼津市青少年問題対策協議会では、年末から年始にかけて、青少年保護育成対策として「青少年を事故や非行から防止して明るい家庭を築く運動」を実施しております。社会の誘惑に負けないように、家庭の内外を問わず青少年を指導するようにお願いいたします。

- 一、青少年を事故、非行から守ろう。
- 二、勤労青少年の育成につとめよう。
- 三、家族ぐるみで明るい家庭を築こう。

### 電話新設のお知らせ

市役所に電話しても話し中の時が多かったため、大変に市民のみなさんにご迷惑をおかけいたしました。今回次のように電話を新設いたしましたので利用して下さい。なおこの電話は直通電話のために切替はできませんからご承知下さい。

既設	
市役所(昼間)	代表 2111
時間外	2110
新設	
市長室(新設直通)	4110
総務課(新設直通)	4175

新設した2本の直通電話は土曜日の午後及び日曜日など休日また平日の夜間にはおかけにならぬようお願いいたします。(総務課)